



2019年11月7日

各 位

上場会社名 株式会社アマダホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 磯 部 任
(コード番号 6113 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経営管理部門長 三 輪 和 彦
電 話 番 号 0463-96-1111 (代表)

商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更を含む定款の一部変更について、2019年12月12日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、商号の変更を含む定款の一部変更は、2019年12月12日開催予定の臨時株主総会において定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

記

1. 商号変更及び定款一部変更の理由について

当社は、2020年4月1日(予定)を効力発生日として、当社を存続会社、当社の完全子会社である株式会社アマダを消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます。)に向けた準備を開始します。本合併により、当社は株式会社アマダの事業を引き継ぐことになるため、現行定款における事業目的について、当社が株式会社アマダの事業を自ら営むことができるように変更するとともに、これに即した商号に変更するものとし、現行定款につき所要の変更を行うものであります。

2. 商号の変更について

(1) 新商号(英文表記)

株式会社アマダ(英文:AMADA CO., LTD.)

(2) 変更予定日

2020年4月1日(予定)

なお、本商号の変更は、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日である2020年4月1日と同日に実施する予定です。

3. 定款の一部変更について

本定款変更は、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日である2020年4月1日に効力が生じるものとします。

(1) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
<p>第1条 (商号) 当社は、<u>株式会社アマダホールディングス</u>と称し、英文では <u>AMADA HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、<u>株式会社アマダ</u>と称し、英文では <u>AMADA CO., LTD.</u> と表示する。</p>
<p>第2条 (目的) 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む) その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することおよびこれに附帯または関連する事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 金切帯鋸盤およびその他金属工作機械器具の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 (2) プレス機械およびその他金属加工機械器具の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 (3) 電子機器の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 (4) 前各号の機器に関連するソフトウェアおよびコンピューターを利用した情報ネットワークシステムの開発、販売、保守<u>ならびに運営管理</u> (5) 前各号に関連する金型、工具、付属品および部分品の製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 土木、建築、電気、鉄骨、プラントおよび造園工事の設計、施工、監理、請負 (7) 育林業 (8) 不動産の賃貸および管理 (9) 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業ならびに貨物利用運送業 (10) 総務、会計・経理、購買および人事、労務管理に関する業務等の代行 (11) 労働者派遣事業</p> <p>(新設)</p> <p>(12) 前各号に関連する一切の事業</p> <p>② 当社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する業務を営むことができる。</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営むことならびに次の各号に掲げる事業を営む会社</u> (外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む) その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することおよび<u>これらに</u>附帯または関連する事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 金切帯鋸盤およびその他金属工作機械器具の<u>開発</u>、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 (2) <u>レーザ加工機</u>、プレス機械およびその他金属加工機械器具の<u>開発</u>、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 (3) 電子機器の<u>開発</u>、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 (4) 前各号の機器に関連するソフトウェアおよびコンピューターを利用した情報ネットワークシステムの開発、販売、<u>修理、賃貸、保守、点検、検査</u> (5) 前各号に関連する金型、工具、付属品および部分品の<u>開発</u>、製造、販売、修理、賃貸、保守、点検、検査 (6) 前各号の古物の売買ならびにその受託販売、各号の技術およびノウハウの販売 (7) 前各号に関連する商品の製造および研究開発の受託 (8) 土木、建築、電気、鉄骨、プラントおよび造園工事の設計、施工、監理、請負 (9) 育林業 (10) 不動産の賃貸および管理 (11) 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業ならびに貨物利用運送業 (12) 総務、会計・経理、購買および人事、労務管理に関する業務等の代行 (13) 労働者派遣事業 (14) 前各号に関連する<u>仲立業</u> (15) 前各号に関連する一切の事業</p> <p>② 当社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する業務を営むことができる。</p>

<p>第 22 条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集する。<u>取締役会長</u>に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 22 条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役社長</u>に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 日 程

定款変更のための臨時株主総会開催日	2019年12月12日（予定）
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日	2020年4月1日（予定）

以 上